

東京学芸大学再入学に関する内規の一部を改正する内規を次のように制定する。

平成13年 2月 8日

東京学芸大学長
岡 本 靖 正

東京学芸大学再入学に関する内規の一部を改正する内規

東京学芸大学再入学に関する内規（昭和53年 9月 7日制定）の一部を次のように改正する。

第 5 項を次のように改める。

- 5 再入学は退学前の学年とし，再入学する学年に退学前に所属していた課程及び専攻・選修が存する場合は，当該課程及び専攻・選修に再入学するものとし，再入学する学年に退学前に所属していた課程及び専攻・選修が存しない場合は，別表に掲げる退学前に所属していた課程及び専攻・選修に対応する課程及び専攻・選修に再入学するものとする。

第 6 項を第 7 項とし，第 5 項の次に次の 1 項を加える。

- 6 再入学を認められた者の入学時期は 4 月とし，履修基準等については，再入学後の課程及び専攻・選修の履修基準等が適用される。

第 7 項の次に次の 1 項を加える。

- 8 再入学時の教育職員免許状の適用関係については，別に定める。

附 則

この内規は，平成13年 2月 8日から施行する。

附則の次に次の別表を加える。

別表

現在の課程，専攻・選修		退学前に所属していた課程，専攻・選修		
系	課程（類）	専攻・選修	課程（類）	専攻・選修
教育系	初等教育教員養成課程（A類）	国語	小学校教員養成課程（A類）	国語
		社会		社会
		数学		数学
		理科		理科
		音楽		音楽
		美術		美術
		保健体育		保健体育
		家庭		家庭
		学校教育		学校教育
		幼稚園		幼稚園教員養成課程（E類）
	中等教育教員養成課程（B類）	国語	中学校教員養成課程（B類）	国語
		社会	中学校教員養成課程（B類）	社会
		数学	中学校教員養成課程（B類）	数学
			特別教科教員養成課程（D類）	数学
		理科	中学校教員養成課程（B類）	理科
			特別教科教員養成課程（D類）	理科
		音楽	中学校教員養成課程（B類）	音楽
			特別教科教員養成課程（D類）	音楽
		美術	中学校教員養成課程（B類）	美術
特別教科教員養成課程（D類）			美術・工芸	
保健体育		中学校教員養成課程（B類）	保健体育	
		特別教科教員養成課程（D類）	保健体育	
家庭		中学校教員養成課程（B類）	家庭	
技術	中学校教員養成課程（B類）	技術		
英語	中学校教員養成課程（B類）	英語		
書道	特別教科教員養成課程（D類）	書道		
障害児教育教員養成課程（C類）	聴覚障害児教育 養護学校教育 言語障害児教育	障害児教育教員養成課程（C類）	聴覚障害児教育 養護学校教育 言語障害児教育	
教養系	生涯学習課程（L類）	学習社会文化 生涯スポーツ	人間科学課程（N類）	生涯教育 生涯スポーツ
	人間福祉課程（N類）	カウンセリング 総合社会システム		心理臨床 総合社会システム
	国際理解教育課程（K類）	国際教育	国際文化教育課程（K類）	国際教育研究
		多言語多文化		
		日本語教育	国際文化教育課程（K類）	日本研究
		日本研究		アジア研究
		アジア研究		欧米研究
	欧米研究			
	環境教育課程（F類）	環境教育	情報環境科学課程（J類）	自然環境科学
		自然環境科学		文化財科学
文化財科学		教育情報科学		
情報教育課程（J類）	情報教育			
芸術文化課程（G類）	音楽	芸術課程（G類）	音楽	
	美術		美術	
	書道		書道	
	表現コミュニケーション			

備考 標記されている課程，専攻・選修以前に在学の場合は，この表を準用する。

東京学芸大学再入学に関する内規 新旧対照表（抄）

現 行	改 正
<p>〔省略〕</p> <p>5 <u>再入学を認められた者の入学時期は4月とし、退学前に所属した課程、専攻・選修、学年に再入学するものとする。</u></p> <p>6 再入学後の在学期間は、退学前の在学年数（1年未満の端数は切捨てる。）を合算して8年以内とする。</p>	<p>〔省略〕</p> <p>5 <u>再入学は退学前の学年とし、再入学する学年に退学前に所属していた課程及び専攻・選修が存する場合は、当該課程及び専攻・選修に再入学するものとし、再入学する学年に退学前に所属していた課程及び専攻・選修が存しない場合は、別表に掲げる退学前に所属していた課程及び専攻・選修に対応する課程及び専攻・選修に再入学するものとする。</u></p> <p>6 <u>再入学を認められた者の入学時期は4月とし、履修基準等については、再入学後の課程及び専攻・選修の履修基準等が適用される。</u></p> <p>7 再入学後の在学期間は、退学前の在学年数（1年未満の端数は切捨てる。）を合算して8年以内とする。</p> <p>8 <u>再入学時の教育職員免許状の適用関係については、別に定める。</u></p> <p><u>附 則</u> この内規は、平成13年2月8日から施行する。</p>